



仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金

申請の手引き

申請の前に必ずご確認ください

1. この補助金を申請するためには、次の要件を満たす必要があります。
 - 本市内に居住または居住する予定があること
 - 本市の市税を滞納していないこと
 - 暴力団員等と関係を有していないこと
 - 同一年度内において本要綱による補助金の交付を受けていないこと
2. 次の場合は、補助金を交付することができません。
 - 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
 - 補助金の交付決定又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
 - 令和7年1月31日までに「実績報告書」が提出されなかったとき

令和6年4月

仙台市環境局脱炭素政策課

仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金を申請される皆様へ

当補助金に交付を申請される方におきましては、以下の点につきまして、十分にご確認された上で申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が仙台市に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 仙台市から補助金の交付決定通知日より前に、補助対象事業に着手した場合は補助金の交付を受けることができません。
3. この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。なお、仙台市は必要に応じて、取得設備の管理状況等について現地調査等を行うことがあります。
4. 取得設備を処分（譲渡、交換、貸付など）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第 12 号）」を仙台市に提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

目次

1	目的	- 1 -
2	申請の期間	- 1 -
3	申請フロー	- 1 -
4	補助対象	- 2 -
	（1）補助対象者	- 2 -
	（2）補助対象事業等	- 2 -
	（3）補助対象経費	- 2 -
5	補助金額	- 2 -
6	申請の手続き	- 3 -
	（1）交付申請	- 3 -
	（2）交付決定	- 4 -
	（3）補助事業の着手	- 4 -
	（4）変更の手続き	- 4 -
	（5）中止・廃止の手続き	- 5 -
	（6）実績報告	- 5 -
	（7）補助金交付額の確定	- 5 -
	（8）補助金の交付請求	- 5 -
	（9）補助金の支払い	- 6 -
7	取得財産の管理・処分	- 6 -
8	補助事業完了後の市への協力	- 6 -
9	工事写真撮影時の注意点	- 6 -
10	Q&A	- 7 -

1 目的

平時における温室効果ガス排出削減と災害時のエネルギー途絶リスクに備えるため、V2H充放電設置に要する経費の一部を補助するもの。

※ V2H・・・^{アイ-エ付}Vehicle to ^{ビークル トゥ}homeの略称。電気自動車等への充電と、電気自動車等から住宅に電力を供給できる装置。

2 申請の期間

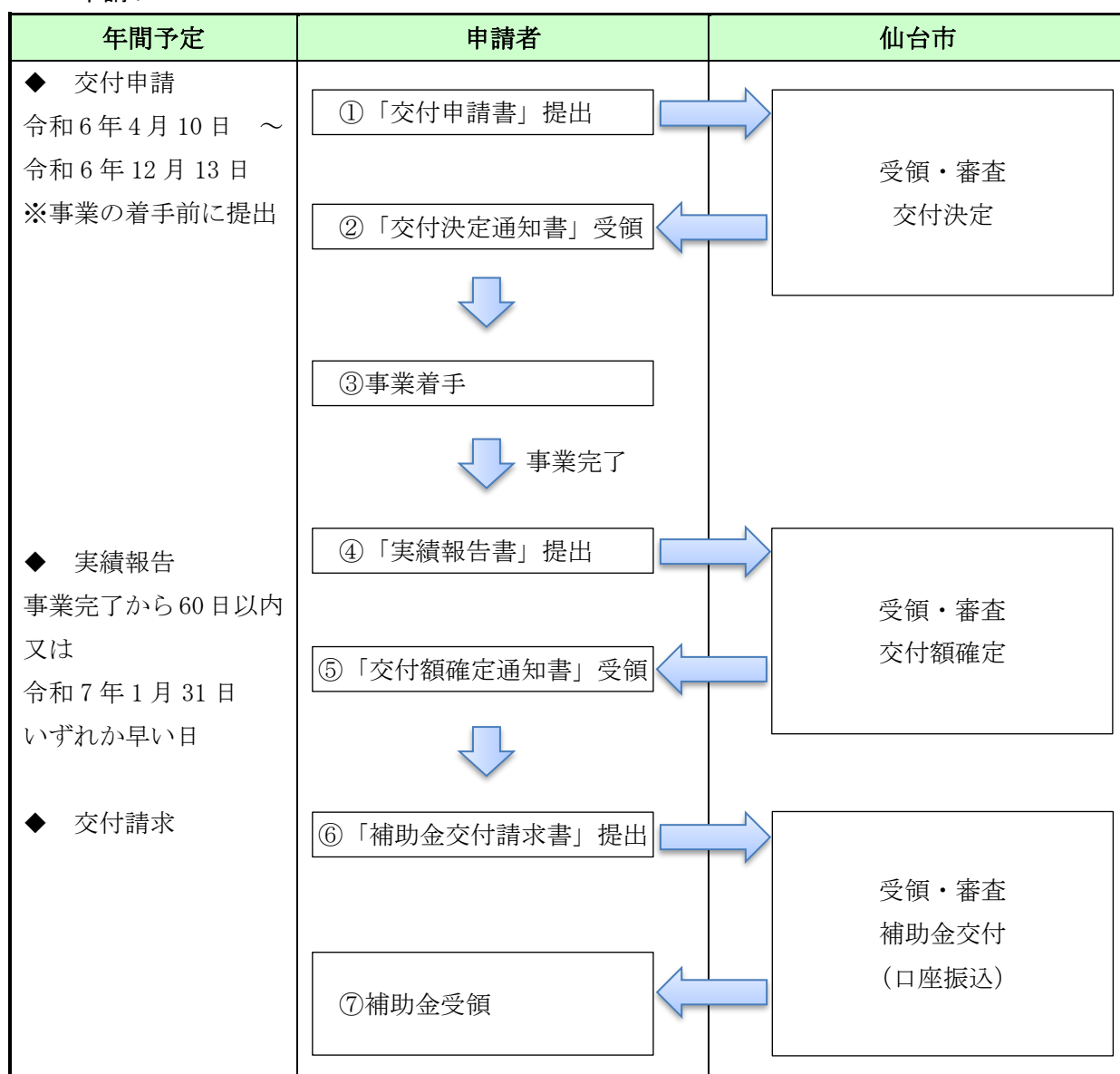
令和6年4月10日～令和6年12月13日まで（予算がなくなり次第終了）

※ **事業着手前**に交付申請書を提出する必要があります。

事業着手予定日に関わらず「交付決定通知書」に記載されている日以降の事業着手でなければ補助金を受けられませんのでご注意ください。

※ **事業完了後 60日以内又は令和7年1月31日のいずれか早い日**までに実績報告を行う必要があります。

3 申請フロー



4 補助対象

(1) 補助対象者

この補助金の対象者は、①～⑤すべての要件を満たす方です。

- ① 補助対象設備を設置する市内の住宅へ居住、または居住予定があること
- ② 本市の市税を滞納していないこと
- ③ 暴力団等と関係を有していないこと
- ④ 同一年度内において本要綱による補助金の申請を行っていないこと
- ⑤ 補助対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと

(2) 補助対象事業等

- ① 補助対象者は、第10条の交付決定を受ける前に、V2H充放電設備の発注および施工に係る支払を開始していないこと
- ② 補助対象となるV2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置する同一住居内で使用されること
- ③ 市内の戸建住宅に設置する設備であること
- ④ 未使用の設備であること
- ⑤ リース品でないこと
- ⑥ 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること

(3) 補助対象経費

この補助金で対象とする経費は、V2H購入に係る費用および設置工事に係る経費（全て税抜金額）に限ります。

※ ただし、国又は県その他の団体から補助金が交付される場合は、当該補助金相当額を控除した額を補助対象経費とします。

5 補助金額

交付する補助金の額は、補助対象経費の3分の1です。上限額について、太陽光発電システムと連携しない場合は上限10万円、太陽光発電システムと連携する場合は上限20万円となります。補助金の額の千円未満の端数は切り捨てます。

補助対象経費 (消費税除く)	補助率	補助上限額	
V2H充放電設備の本体購入費用 および設置工事に係る費用から国 や県の補助金を引いた金額	3分の1	V2Hと太陽光発電シス テムを連携しない場合 上限10万円	V2Hと太陽光発電シス テムを連携する場合 上限20万円

6 申請の手続き

(1) 交付申請

申請は次ページの【交付申請に必要な書類】を郵送又は持参により仙台市環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

【注意点】

- ア **事業着手前**に交付申請書を提出してください。
- イ **申請を受理してから14日以内（土日祝日除く）**に審査（書類、必要に応じて現地確認）を行い、交付決定・不交付決定を申請者本人宛てに通知します。なお、書類是正に要する期間は14日に含まれません。
- ウ 申請書類を訂正するためには**申請者の訂正印（申請書に押印した印鑑）が必要です**。修正液や修正テープ、手続代行者の訂正印では訂正できません。申請書類の余白に捨印を押印していれば、軽微な誤りについては訂正することができます。
- エ **市税納付状況確認で市税の完納を確認できなかった場合は、「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります**。未納となっている市税があれば納付のうえ、最寄りの区役所または総合支所で「市税の滞納がないことの証明書」（一通300円の手数料が必要です）の交付を受けて、仙台市環境局脱炭素政策課に提出してください。
- オ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、交付申請書類のコピーを保管してください。

【交付申請に必要な書類】

No.	添付書類	チェック
-	補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	<input type="checkbox"/>
①	住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）	<input type="checkbox"/>
②	同意書（V2H充放電設備を導入する建物を申請者以外が所有している場合、また、建物の共有者がいる場合）	<input type="checkbox"/>
③	市税の滞納がないことの証明書（市税納付状況確認に同意しない場合）	<input type="checkbox"/>
④	V2H充放設備購入および設置工事に係る書類（見積書等の写し）	<input type="checkbox"/>
⑤	V2H充放電設備設置予定場所の写真（住宅全体および設置予定場所の写真） ※工事写真撮影時の注意点（6ページ）をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
⑥	【国・県の補助金を申請する場合】 補助金交付決定通知書の写し ※補助金の交付決定を受ける前に申請する場合は交付申請書でも可	<input type="checkbox"/>
⑦	【既に太陽光発電システムが設置されている場合】 太陽光発電システムが設置されていることを証明するいずれかの書類 ・現在契約中の売電明細の写し又は電力需給契約書の写し ・系統連系に係る契約書類の写し ・保証書（太陽光モジュール及びパワーコンディショナー）の写し 【新たに太陽光発電システムを設置する場合】 ・太陽光発電システム導入に係る書類（見積書又は契約書等）	<input type="checkbox"/>
⑧	その他市長が必要と認める書類（該当する場合のみ）	<input type="checkbox"/>

（2）交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は申請者本人宛てに交付決定通知書を送付します。

【注意点】

交付決定は申請者本人のみへの送付となりますので、必要に応じて手続代行者へ交付決定通知があったことを連絡してください。

（3）補助事業の着手

交付決定の通知を受けた後に、補助事業に着手してください。なお、「補助事業の着手」とはV2H充放電設備の発注及び設置工事の施工開始を行うことです。

【注意点】

交付決定前に事業に着手すると、補助を受けられなくなります。

（4）変更の手続き

交付決定後に補助事業の内容の変更（交付決定を受けた補助金の額の変更（減額）、補助対象

設備等の種類の変更等）をする場合は、変更着手前に承認を得る必要がありますので、予め仙台市環境局脱炭素政策課までお問い合わせください。

(5) 中止・廃止の手続き

補助事業を中止・廃止する場合は、「中止・廃止承認申請書」を仙台市環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

(6) 実績報告

補助事業が完了したときは、完了の日から 60 日以内又は令和 7 年 1 月 31 日のいずれか早い日までに、次表【実績報告に必要な書類】を郵送又は持参により仙台市環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

【注意点】

- ア 補助事業が完了したら 60 日以内に実績報告書を提出してください。
- イ 令和 7 年 1 月 31 日までに実績報告書の提出がなかった場合は補助金を交付できません。
- ウ 提出された書類について問い合わせをする場合がありますので、実績報告書類のコピーを保管してください。

【実績報告に必要な書類】

No.	添付書類	チェック
-	補助対象事業実績報告書（様式第 8 号）	<input type="checkbox"/>
①	V2H 充放電設備購入および設置工事に係る契約書の写し	<input type="checkbox"/>
②	V2H 充放電設備代金の支払いを証する領収書の写し	<input type="checkbox"/>
③	V2H 充放電設備本体の保証書の写し	<input type="checkbox"/>
④	V2H 充放電設備設置完了後の要部写真 ※工事写真撮影時の注意点（7 ページ）をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
⑤	V2H 充放電設備設置完了を確認できる図面	<input type="checkbox"/>
⑥	【V 2 H 充放電設備と太陽光発電システムの連携がある場合】 太陽光発電システムで発電した電気が V 2 H を介して電気自動車等へ充電していることが分かるモニター画面の写真や電気の流れが分かる配線図面等	<input type="checkbox"/>
⑦	その他市長が必要と認める書類（該当する場合のみ）	<input type="checkbox"/>

(7) 補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。なお、補助対象設備等の設置を確認するために、現地調査を行う場合があります。

(8) 補助金の交付請求

交付額確定通知書を受領後、速やかに「補助金交付請求書」を郵送又は持参により仙台市環

境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

【注意点】

補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。

(9) 補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2ヶ月程度期間を要する場合があります。

【注意点】

- ア 補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。
- イ 特に年末と年度末は会計処理が集中するため、振り込みまでお時間をいただく場合があります。

7 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した設備を補助金の目的以外の用途に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、補助金により取得した設備を処分（譲渡、交換、貸付など）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。未承認のまま財産処分が行われた場合、仙台市は交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることがあります。

8 補助事業完了後の市への協力

市が取り組んでいる地球温暖化対策に関するアンケート等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

9 工事写真撮影時の注意点

- ・申請住宅の全体とV2Hの設置個所が確認できるカラーの写真を提出してください。
- ・小さいサイズで印刷した場合、A4サイズの紙に貼付して提出してください。

(1) 交付申請時



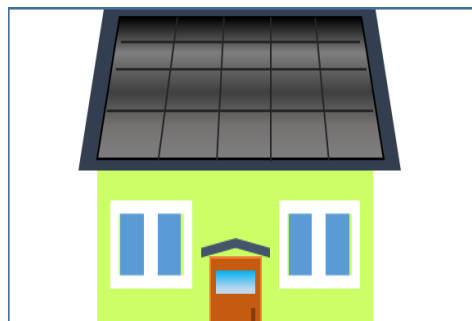
- ・一方向から全体の撮影ができない場合は、複数方向から撮影してください。
- ・V2H設置予定場所についても撮影してください。

<悪い例>

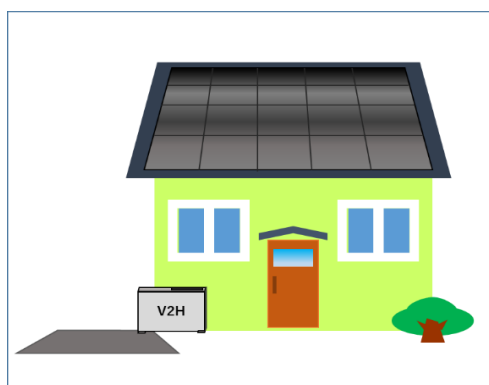
× 木などに隠れている



× 見切れている

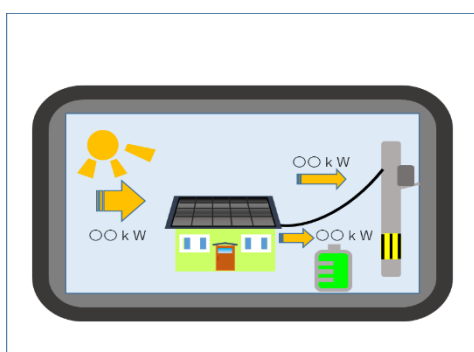


(2) 実績報告時



- ・ V 2 Hが設置されていることが分かるように撮影してください。

< V 2 Hと太陽光発電システムを連携している場合 >



- ・ 太陽光発電システムで発電した電気が V 2 Hを介して電気自動車等へ充電していることが分かるモニター画面や V 2 H本体側の操作パネルの写真等
- ・ 太陽光発電システムから V 2 Hまでの電気の流れが分かる配線図面 (単線結線図等) や配線状況の分かる分電盤の写真等

10 Q&A

Q1 補助対象となる V 2 H機器はどこで確認できますか？

A1 一般社団法人次世代自動車復興センターのホームページ「V 2 H充放電設備」→「補助対象機器一覧 (PDF)」で確認できます。URL : <https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html>

※令和 6 年度対象機器については国の支援事業詳細が公開後、上記 URL 等を更新予定。

Q2 申請の受付は先着順ですか？

A2 先着順にて行います。申請期間内であっても予算を超える申請があった場合は申請受付を締切ることがあります。その場合は、本市ホームページにてあらかじめお知らせいたします。

Q3 居住していない所有住宅（別荘等）に対象システムを設置します。補助対象となりますか。

A3 居住していない住宅への設置工事は対象となりません。

Q4 借家にV2Hを設置する場合は、誰が申請者になりますか？

A4 借家の場合は、住宅を所有する方が交付申請してください。この場合、仙台市にお住まいの所有者に限ります。申請に必要な書類については別途お問い合わせください。

Q5 住宅が共同所有等の場合はどうすればいいですか？

A5 V2Hを設置する住宅について、申請者以外の方との共有名義の場合は、共同所有者の同意書が必要です。

Q6 事業所（店舗や事務室など）への設置は対象になりますか？

A6 対象となりません。店舗兼住宅の場合は、登記簿謄本等のご提出をいただくことがありますので、仙台市環境局脱炭素政策課へお問い合わせください。

Q7 既に工事に着手してしまいました。補助金の対象になりますか？

A7 交付決定前に工事に着手したものは補助対象となりません。工事着手前の申請が必要です。V2Hの発注（購入）および工事開始は、交付決定日以降としてください。

Q8 中古品を設置する場合は対象になりますか？

A8 対象となりません。補助の対象になるのは新品に限ります。

Q9 リース品は対象になりますか？

A9 対象となりません。

Q10 電気自動車を所有していませんが、補助金は受けられますか？

A10 電気自動車を所有していなくても、要件を満たしていれば補助対象となります。その場合、交付申請において購入予定の電気自動車等を記載してください。

Q11 V2Hと太陽光発電システムが連携しているとはどのような状態ですか？

A11 太陽光発電システムで発電した電気がV2Hを介して、電気自動車等に充電することが可能な状態です。連携の状態を確認するため、実績報告時はモニター画面の写真や電気の流れが分かる写真、配線図面等を提出していただきます。

Q12 太陽光発電システムとV2Hを同時に導入する場合、条件はありますか？

A12 V2Hと太陽光発電システムを連携する場合は、実績報告書の提出日までに太陽光発電システムとV2Hを連携できるようにしてください。連携が確認できない場合、補助上限金額は10万円となります。

Q13 申込みに必要な様式はどこで入手できますか？

A13 仙台市ホームページからダウンロードすることができます。インターネットを使用できない場合は、仙台市環境局脱炭素政策課へお問い合わせください。

Q14 市税納付状況の確認はなぜするのですか？申請書の「同意する」「同意しない」はどのようなことですか？

A14 要綱において「市税の滞納がないこと」が補助要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって脱炭素政策課で納税状況を確認します（2週間程度かかります）。「同意しない」場合には、交付申請書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行。手数料300円）を申請書に添付してください。

Q15 FAXによる申請書類の提出は可能ですか？

A15 FAXによる提出は受付できません。郵送又は持参により提出してください。

Q16 申請書類は申請者本人以外が提出してもよいですか？

A16 申請者本人でなくても、本人から依頼された手続代行者であれば可能です。ただし、補助金の申請行為は申請者本人に帰属することから、申請者名や印鑑は本人のものである必要があり、また書類の修正等にも本人の訂正印が必要です。また、交付決定通知等の書類は本人宛に送付します。

Q17 V2H充放電設備を複数基設置しますが、複数基に補助は交付されますか？

A17 1基分のみ補助対象となります。

Q18 交付決定後に工事内容を変更する場合はどうすればよいですか？

A18 補助対象機器の種類を変更する場合や、交付決定を受けた補助金の額が変更となる場合には工事着手前に変更承認申請書を提出し承認を得る必要があります。

Q19 交付決定後に工事を取り止める場合はどうしたらよいですか？

A19 工事を取り止める場合は、中止・廃止承認申請書を提出し承認を得る必要があります。

Q20 国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？

A20 可能です。ただし、国や県等から受けた補助金の金額を補助対象経費から控除します。
※他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金の窓口にご確認ください。

Q21 仙台市の実施する「せんだい健康省エネ住宅補助金（新築向け）」との併用は可能ですか？

A21 「せんだい健康省エネ住宅補助金（新築向け）」の ZEH+ の選択要件にて V2H を導入した場合、仙台市家庭向け V2H 充放電設備設置費補助金との併用はできません。

※他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金の窓口にご確認ください。

提出先・問い合わせ先

仙台市環境局脱炭素政策課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5F

TEL:022-214-8682

開庁日時 平日 8時30分～17時15分